

第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

① 施設の情報

| | | |
|--|-----------------------|--------------------|
| 名称： 福島県立福島学園 | 種別： 児童自立支援施設 | |
| 代表者氏名： 小川 秀行 | 定員（利用人数）： 50 名 | |
| 所在地： 須賀川市森宿字中新田128 | | |
| TEL： 0248-73-2514 | ホームページ： | |
| 【施設の概要】 | | |
| 開設年月日： 明治42年4月1日（昭和31年6月15日相馬市より移転し改称） | | |
| 経営法人・設置主体（法人名等）： 福島県 | | |
| 職員数 | 常勤職員： 30 名 非常勤職員 15 名 | |
| 専門職員 | （専門職の名称） | 心理判定員兼児童自立支援専門員 1名 |
| | 児童自立支援専門員 16 名 | |
| | 児童生活支援員 2 名 | |
| 施設・設備 の概要 | （居室数） 16 室 | （設備等） |
| | | |

② 理念・基本方針

理 念：「君たちとともに」（with の精神のもとに）

基本方針：（福島学園運営指針から一部抜粋）

- （1）社会の健全な一員として自立できるよう育成指導に努めること
- （2）児童の健全育成が図られるよう努めること
- （3）職員は常に指導者としての資質向上をめざすこと

③ 施設の特徴的な取組

職員は、with の精神（子どもと一緒に汗を流して物事を考えながら支援する姿勢）のもと、生活、学習、作業、部活などのあらゆる場面で密接な関わりをもち、そのようにして得られた信頼関係を基盤に指導支援につなげるものであり、子どものそれぞれの課題に応じて、心理的なケアも含めたきめ細かな個別支援の取り組みを行っている。

また、児童自立支援施設は児童福祉の最後の砦とも考えられており、他の施設などで不適応となった子どもについても、最大限受け入れるように努めている。

④ 第三者評価の受審状況

| | |
|---------------|--|
| 評価実施期間 | 平成27年10月8日（契約日） ～ 平成28年4月28日（評価結果確定日） |
| 受審回数(前回の受審時期) | 1 回（平成24年度） |

⑤第三者評価機関名

NPO法人福島県シルバーサービス振興会

⑥評価調査者研修修了番号

SK15019 SK15018 S15008

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. サービスの質の向上に向けた組織的な取り組みについて

前回の福祉サービス第三者評価受審を契機に、施設長のリーダーシップのもと福島学園の運営理念の策定に着手し、全職員で取り組み、「君たちとともに」(Withの精神のもとに)、「子どもの最善の利益のために」を原則とした施設の運営理念を策定した。職員への配布や会議で周知し、共通認識を持って子供一人ひとりの個性を生かしながら自立に向けた取り組みが組織的に行われている。

2. 信頼関係に基づく支援について

子どもたちへのアンケート結果では、「職員は良い所を褒めてくれる」の問いには約90%、「職員はあなたが成長していくために取り組む目標や将来について話を聞いてくれる」の問いには約80%がはいと答えており、子どもとの信頼関係を築きながら、真摯に向き合っていることが窺える。寮自治会や週番、施設行事などを通じ主体性や自主性を尊重した取り組みが行われる点は評価できる。

◇改善を求められる点

1. 食に対する支援について

食事生活指導の一環ととらえ規律を重視しているが、食事は子どもの体のみでなく心も育てる上で重要な意味をもつものであることから、昼食時等に栄養士からメニューの説明や、栄養価を伝える食育の機会を持つなど、食に対する興味や楽しみがより深まる雰囲気づくりの検討が望まれる。

2. 子どもの権利についての支援について

子どもの意見や要望を表す機会として、自治会活動や個別面談等があるが、子どもの権利についての説明が十分ではないと思われる。

子どもの権利ノート等を活用し、発達段階に応じ、権利と義務及び責任について、設置されている苦情解決第三者委員等の協力を得て説明をする機会を設けるなどの取り組みが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

平成24年度に続いて、2回目の評価をしていただきました。前回の受審後、運営理念を策定したり、各種マニュアルなどの整備を進めてきたところではありますが、今回の評価はどのようになるのか、やはり不安ななかでの受審となりました。結果として、総評にありますように子どもとの信頼関係を築きながら真摯に向き合っており、特により評価をいただいたことは、職員一同、普段から心がけていることであり、特にうれしく感じているところです。今後は、改善することが望ましいとご助言いただいたことについて、子どもの最善の利益を図ることができるようあらためて検討を重ねていきたいと考えています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

| | | 第三者評価結果 |
|---|-----------------------------------|---------|
| I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 | | |
| ① | I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | a (b)・c |
| <p><コメント></p> <p>平成 24 年度の第三者評価結果を踏まえ、全職員で意見を出し合い検討し、運営理念と基本方針、重点目標を定め、福島学園運営指針及び事業計画書に明記している。また、内容を職員会議等で職員に周知し理解に努めている。子どもと保護者等に対しても、「学園のしおり」と資料で、入所時に説明しているがより分かりやすい資料など工夫することが望まれる。</p> | | |

I-2 経営状況の把握

| | | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 | | |
| ② | I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | a (b)・c |
| <p><コメント></p> <p>社会福祉等関係機関との会議や各種研修会を通して、施設を取り巻く環境等の情報収集と把握に努め、施設の企画委員会で検討し職員会議等で情報を共有しているが、定期的な利用者等の分析までは行っていない。</p> | | |
| ③ | I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 | a (b)・c |
| <p><コメント></p> <p>社会福祉等関係機関・団体との会議や各種研修会を通して、施設を取り巻く社会動向及び環境等の情報収集に努めるほか、施設の子どもの動向や現況等分析を行い、経営課題を把握しながら事業計画に反映し、予算措置を行いながら取り組みを進めているが、単年度ではなく長期的な視点も含めた取り組みが望まれる。</p> | | |

I-3 事業計画の策定

| | | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | | |
| 4 | I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | a・(b)・c |
| <p><コメント></p> <p>県の総合計画の部門計画として主要施策の方向性を示した「福島県保健医療福祉復興ビジョン」（計画期間8年）が示されているが、児童自立支援施設については記載がなく、単年度の保健福祉部事業計画で事業への取り組みが明示されているのみである。</p> <p>今後、施設を取り巻く社会環境や社会の動向及び自立支援施設の課題等を踏まえ、中・長期視点に立ったビジョンの検討が望まれる。</p> | | |
| 5 | I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | a・(b)・c |
| <p><コメント></p> <p>福島県の事業計画の中で、要保護児童対策の強化について予算措置が行われている。施設の単年度の事業計画は、福島学園運営指針（平成27年4月1日改訂）に基づき策定されているが、中・長期視点も考慮したものになることが望まれる。</p> | | |
| I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 | | |
| 6 | I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | (a)・b・c |
| <p><コメント></p> <p>施設の事業計画は、各事業実施状況を業務担当毎に評価・見直しを行い、処遇会議、企画委員会、職員会議等で検討するなど組織的に策定している。年度初めに施設長より説明が行われ、周知・理解が図られている。</p> | | |
| 7 | I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 | a・(b)・c |
| <p><コメント></p> <p>行事計画は、「学園のしおり」や「学園だより」で周知されている他、自治会や生活寮で、内容について丁寧に周知が図られているが、事業計画は、子どもや保護者に説明されていないので、理解を深めるためにパンフレットやリーフレット等に分かりやすく載せることが望まれる。</p> | | |

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 | | |
| 8 | I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | (a)・b・c |
| <p><コメント></p> <p>支援の質の向上に向け、各担当・部署でPDCAサイクルにもとづく取り組みが行われて</p> | | |

| | | |
|---|---|--|
| おり、処遇会議や企画委員会、職員会議等で組織的に実施されている。 | | |
| 9 | I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | a <input checked="" type="radio"/> b · c |
| <p><コメント></p> <p>事業計画に対する評価結果や自己評価・第三者評価結果を踏まえ、施設理念や各種要領及びマニュアル等を策定するとともに、認識された課題について職員間で共有し、可能なところから改善やサービス向上に取り組んでいる。</p> | | |

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

| | | 第三者評価結果 |
|---|--|--|
| Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。 | | |
| 10 | Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | <input checked="" type="radio"/> a · b · c |
| <p><コメント></p> <p>施設長は、社会的養護の使命を自覚し、自らの役割と責任を年頭あいさつや毎月開催される各種会議の中で職員に示している。</p> | | |
| 11 | Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | <input checked="" type="radio"/> a · b · c |
| <p><コメント></p> <p>施設長は、県条例・倫理規則等及び施設運営で遵守すべき法令等を企画委員会や職員会議等を通して全職員に周知するよう努めている。</p> | | |
| Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。 | | |
| 12 | Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 | <input checked="" type="radio"/> a · b · c |
| <p><コメント></p> <p>施設長は、毎月開催される企画委員会や職員会議及び処遇会議等で、子どもの自立支援に向けた提言やアドバイスを行い、経験に裏打ちされた指導力を発揮している（職員ヒヤリングにおいても確認）。</p> | | |
| 13 | Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 | <input checked="" type="radio"/> a · b · c |
| <p><コメント></p> <p>施設長は、施設の理念や基本方針に基づいた重点事項の実現に向け、関係機関との連携・協議を図り、また、職員の働きやすい環境づくりや課題となっている学校教育の導入に向けた取り組みなどで指導力を発揮している。</p> | | |

II-2 福祉人材の確保・育成

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 | | |
| 14 | II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | a (b) c |
| <p><コメント></p> <p>設置・運営主体が福島県であり、施設の要望等を踏まえ本庁所轄課及び人事課等で検討しながら人事管理がされている。また、施設における人材確保については、必要な専門職等を要望する取り組みを行っているが具体的な計画までには至っていない。</p> | | |
| 15 | II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。 | a (b) c |
| <p><コメント></p> <p>人事考課指針により、客観的人事基準が示され人事評価が行われている。また、職員の自己評価と目標管理、管理者による面接を通し総合的に評価を行う新人事評価制度の導入に向け現在試行中である。</p> | | |
| II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 | | |
| 16 | II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 | a (b) c |
| <p><コメント></p> <p>職員の就業状況や意向を把握する仕組みがあり、職員の年次有給休暇の取得状況、時間外労働や疾病状況の把握とともにメンタルヘルスケア相談窓口を設置している。また、施設長や各部署との連携と各種委員会等で意見を出し合い、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> | | |
| II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 | | |
| 17 | II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 | a (b) c |
| <p><コメント></p> <p>運営理念の実践に向け、基本方針の中で期待される職員像は示されているが、職員育成計画は示されていない。現在、新人事考課制度導入に向けた取り組みの中で、職員による目標管理や進行管理及び面接等、制度導入に向け試行中である。</p> | | |
| 18 | II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | a (b) c |
| <p><コメント></p> <p>職員の研修については、県の職員研修規程で示され、公務員としての研修が実施されている。また、自立支援施設としての専門的な研修は、新規採用職員及び新規転入職員に対する方針が明示され職場内で実施されている。さらに、同種施設協議会研修等への参加、職場内伝達研修等が実施されている。</p> | | |
| 19 | II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 | a (b) c |
| <p><コメント></p> <p>職員の研修の機会は、年間研修計画・予算の裏付けをもって受講の機会が確保されている。また、復命研修等が行われ、研修内容が職員間で共有するよう努めている。</p> | | |

| | | |
|--|--|---------|
| <p>一方、新人事考課制度が導入されることから一人ひとりの職員の育成計画と受講履歴を踏まえ、研修成果等について評価を行う等、職員のキャリアアップにつながることに期待したい。</p> | | |
| <p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> | | |
| 20 | <p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p> | a (b)・c |
| <p><コメント></p> <p>実習生の受け入れについては、施設運営指針に施設としての方針を定め専門職の教育・育成を図ることとしており、実習生校との打ち合わせ会議等にも参加している。</p> <p>今後は、施設実習マニュアルの見直しと専門職の特性に配慮したプログラムの検討がさらに望まれる。</p> | | |

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

| | | |
|---|---|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| <p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> | | |
| 21 | <p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> | a (b)・c |
| <p><コメント></p> <p>施設の理念や基本方針及び運営状況・活動状況等について、関係機関との会議で説明し、「学園のしおり」、「学園だより」を配布するなどして情報を公表しているが、ホームページなどでさらに運営状況を知っていただく取り組みも望まれる。</p> | | |
| 22 | <p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> | a (b)・c |
| <p><コメント></p> <p>財務規則をはじめ各種規程、規則に基づき、職員事務分掌で権限・責任が明確にされ、内部牽制かとられている。</p> <p>また、会計事務については、県出納検査や福島県監査委員監査が行われ、結果も県報で公表されている。</p> | | |

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

| | | |
|---|---|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| <p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p> | | |
| 23 | <p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> | a (b)・c |
| <p><コメント></p> <p>地域との関わり方について、施設基本方針及び重点目標で基本的な考え方を示し、地区保護司及び更生保護団体を施設の各種行事に招待する他、果樹農家や自動車整備工場等の協力を得て子どもの職場体験及び実習等の取り組みを行っている。</p> <p>また、新春交歓会への参加や地域の学校の入学式・卒業式等、地域行事に案内があれば積極的に参加し良好な関係づくりにも努めているが、機会は少なく、子どもの社会性を育てる</p> | | |

| | | |
|---|--|---------------|
| ためにも更なる社会資源の活用が望まれる。 | | |
| 24 | Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | a b ・c |
| <p><コメント></p> <p>施設ボランティア受入要領により基本姿勢を明確にしており担当者を配し、主に保護司・更正保護団体を受け入れている。また、大学院生や学校教育関係者等の体験研修等も受け入れている。</p> <p>具体的な登録手続きや事前説明等を定めたボランティア受け入れマニュアルの整備が望まれる。</p> | | |
| Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。 | | |
| 25 | Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 | a b・c |
| <p><コメント></p> <p>施設として必要な関係機関や団体等をリスト化し全職員に配布して情報を共有している。特に、児童相談所とは関係者を交え定期的に自立支援検討会を開催し、子どもに対する支援について具体的な検討と支援について情報を相互共有している。</p> | | |
| Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 | | |
| 26 | Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。 | a b・c |
| <p><コメント></p> <p>地域の野球クラブの練習の場としてグラウンドを提供する他、地域消防団の消防操縦法の練習の場として提供している。また、教職員10年次研修を受け入れる等施設の持っている機能を地域に還元している。</p> <p>東日本大震災時に障がい児等の被災者受け入れも行う等、県立施設として求められる役割を果たしている。</p> | | |
| 27 | Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | a b ・c |
| <p><コメント></p> <p>地域に施設の持っている設備等の機能を還元しているが、地域の福祉ニーズの把握までは至っていない。要請があれば施設職員の専門性を活かし講演や相談に対応しているが、十分ではない。福祉ニーズの把握を行い、施設の有している専門的機能を積極的に地域貢献することが県内唯一の自立支援施設として期待される。</p> | | |

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

| | | |
|-----------------------------|--|---------------|
| | | 第三者評価結果 |
| Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。 | | |
| 28 | Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 | a b ・c |

| | | |
|---|---|--|
| <p><コメント></p> <p>施設運営理念や基本方針及び処遇規程の中で子どもを尊重した支援の基本姿勢が明文化されており、職員会議の中で児童憲章も含め再確認している。</p> <p>一方、県の職員倫理条例はあるが、自立支援施設として理念・基本方針を踏まえた施設の倫理綱領等はないので策定が望まれる。また、実際の支援において子どもを尊重した関わりになっているか振り返えるための「チェックシート」等の検討も望まれる。</p> | | |
| 29 | Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。 | a <input checked="" type="radio"/> b · c |
| <p><コメント></p> <p>子どもを尊重した支援を施設運営指針で明文化し、全職員に周知されている。また、子どもの権利擁護は、被措置児童虐待対応マニュアル、苦情解決制度要綱、処遇規程などに規定され日々の支援において配慮されている。</p> <p>一方、子どもの生活場面等においてプライバシーを損なわない支援に努めているが、プライバシー保護に関する規程やマニュアル等が整備されていないので、策定が望まれる。</p> | | |
| Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。 | | |
| 30 | Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。 | <input checked="" type="radio"/> a · b · c |
| <p><コメント></p> <p>「学園のしおり」や「入園のしおり」で、支援の開始や過程、具体的な支援内容や生活全般に関する事項や約束事等、学園での生活状況がわかる資料を備え、説明している。</p> | | |
| 31 | Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。 | <input checked="" type="radio"/> a · b · c |
| <p><コメント></p> <p>支援の開始・過程を「入園のしおり」で、全職員が統一した内容で説明出来るよう取り組んでいる。</p> <p>また、生活内容や活動状況については、写真等を使った「学園のしおり」で生活全般についてイメージ出来るよう説明している。</p> | | |
| 32 | Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。 | a <input checked="" type="radio"/> b · c |
| <p><コメント></p> <p>運営指針の中で退所後のアフターケアについて明文化しており、その期間は概ね1年以内とし電話・訪問並びに手紙等により、支援計画書に従い関係機関や保護者と連携を密にし支援している。</p> <p>また、退所した子どもからの随時の相談等については担当者を決めその都度応じている。</p> <p>一貫性のある支援を行うためには退所後の継続支援の在り方についてマニュアル等の作成が望まれる。</p> | | |
| Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。 | | |
| 33 | Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 | a <input checked="" type="radio"/> b · c |
| <p><コメント></p> | | |

| | | |
|---|---|---------|
| <p>毎週定例的に、生活寮自治会が開催され、生活を振り返りながら自主的運営（子ども主体：職員はアドバイザー）の中で意見や要望が提案出来る場となっている。また子どもの個別面談で意見や悩み等を把握し、寮担当者会議や寮連絡会議等で検討する仕組みがある。</p> <p>さらに子どもたちへの食事に関するアンケート調査により、食に対する意見や要望を把握し献立等に反映しているが、全般的な満足度調査等を行っておらず、声にならない声をくみ上げる取り組みも望まれる。</p> | | |
| <p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> | | |
| 34 | Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 | a (b) c |
| <p><コメント></p> <p>県営社会福祉施設苦情解決制度要綱及び福島学園苦情解決制度事務処理規程により、子どもの意見等を述べやすい仕組み・体制が確保されている。</p> <p>苦情解決制度は、施設内への掲示と入所の際に「入園のしおり」で「困り事相談」として、苦情解決制度や投書箱の設置等について子どもと保護者等に説明しているが子どもへのアンケートでは十分な周知状況でないので、第三者委員を含めた具体的な相談先等を周知することも望まれる。</p> | | |
| 35 | Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。 | a (b) c |
| <p><コメント></p> <p>苦情解決制度や個別面談を通して、要望や意見、相談に対応できるよう環境整備に努めているが、利用方法など子どもへの周知が十分でなく、利用しやすくする工夫も望まれる。</p> | | |
| 36 | Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 | a (b) c |
| <p><コメント></p> <p>個別面談や相談に対しては、主に生活寮（自治会含む）で対応がなされている。</p> <p>また、検討を要する事項については寮担当者会議や寮連絡会議、処遇会議等で対応している。</p> <p>一方、子どもに対しては、相談や意見を様々な方法で言い表せる機会を確保し、複数の相談窓口や相談への対応方法などをフローチャートで示すなど子どもに分かり易く周知する取り組みが望まれる。</p> | | |
| <p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。</p> | | |
| 37 | Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | a (b) c |
| <p><コメント></p> <p>無断外出（離園）時取扱要領、感染症発生時の対応マニュアルや不審者侵入対応マニュアル及び被措置児童等虐待の対応マニュアル等を全職員が参画し整備している。</p> <p>これらのマニュアルからリスクマネジメントに関する担当者は読み取れるが、リスクマネジメント委員会等の組織（体制）が明確に読み取れないため、体制整備が望まれる。</p> <p>また、ヒヤリハットや事故報告等について、リスクマネジメント委員会等で原因分析や再発防止について検討することも望まれる。</p> | | |

| | | |
|--|--|----------------|
| 38 | Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 | a・ b ・c |
| <p><コメント></p> <p>保健衛生担当者を定め、日常的に手洗いやハンカチの携行を周知徹底し、感染症等の予防・啓発に努めている。感染症発生時の対応マニュアル、食中毒発生時対応マニュアルを整備している。</p> <p>感染症等の嘔吐物や汚物衣類等の処理や取り扱いについては、具体的な手順等を分かり易い掲示物や資料にまとめ、子どもへの説明と職員への周知徹底が望まれる。</p> | | |
| 39 | Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | a・ b ・c |
| <p><コメント></p> <p>火災や地震を想定し夜間も含めた避難と消火訓練を防災計画に基づき実施し、消防署の指導も受けており、非常災害時備蓄品も3日間分を備蓄している。</p> <p>また、昼間、夜間・休日に対応した防災隊編成表を明示し、状況に応じた防災隊を迅速に編成できるよう準備している。子どもの安否確認の方法等が不十分であり、方法を確認し職員間で共有しておくことが望まれる。</p> | | |

Ⅲ-2 支援の質の確保

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|----------------|
| Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。 | | |
| 40 | Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。 | a・ b ・c |
| <p><コメント></p> <p>施設運営指針の中で規程するとともに、要綱・要領で支援基準及び支援基本プログラムが示されているが業務の標準化については不十分となっている。</p> <p>昨年度よりマニュアルの策定と検討が開始されたので、その中で支援関係等の要綱・要領等を基本に、さらなる業務の標準化に向けた取り組みが望まれる。</p> | | |
| 41 | Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | a・ b ・c |
| <p><コメント></p> <p>支援の実施方法について、毎月開催される寮担当者会議で確認、評価している。</p> <p>また、各種委員会で検討を重ね、職員会議で確認し決定、周知を図っている。</p> <p>既存の会議を利用しつつも、標準的な実施方法をPDCAサイクルで取り組むことが望まれる。</p> | | |
| Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。 | | |
| 42 | Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。 | a ・b・c |
| <p><コメント></p> <p>児童相談所との調整を含め、施設の自立支援基準及び児童評価基準により寮担当者会議及</p> | | |

| | | |
|---|---|-------|
| <p>び企画委員会並びに児童相談所との自立支援検討会を開催して支援計画書を策定し、処遇会議で職員に周知を図っている。</p> | | |
| 43 | <p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。</p> | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>毎月、寮担当者会議で支援計画に基づく生活状況等について、子どもの自己チェック及び職員による評価を統一した様式で総合的に実施している。</p> <p>さらに、3ヶ月毎の自立支援検討会で児童相談所と支援計画書の確認と今後の方針等の検討を実施している。</p> <p>自立支援計画書の変更については、保護者や児童相談所等と連携を図り、適切に計画の見直しを行っている。</p> | | |
| <p>Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。</p> | | |
| 44 | <p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p> | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>子どもへの支援実施状況記録と行動観察記録について、統一した様式により、施設運営指針の中で記録の書き方や記録のポイントを定め、適切に支援状況の記録が行われている。</p> <p>また、職員間の情報の共有は毎朝の打ち合わせ会や引き継ぎ、会議等で共有されている。</p> | | |
| 45 | <p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p> | a b・c |
| <p><コメント></p> <p>子どもに関する記録等の管理者を定め事務分掌の中で明示されている。文書管理については、施設の取り扱い方法が示され、公文書管理・保存・廃棄等について管理体制が確立されている。</p> <p>一方、家族等への個人情報保護や情報開示に関する資料等が備えられておらず、分かり易い資料やパンフレット等により周知することが望まれる。</p> <p>また、職員には自立支援施設ガイドブックを配布し周知を図っているが、県の規程を踏まえ、子どもや保護者から情報開示を求められた際の対応方法等の作成が望まれる。</p> | | |

内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の支援

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮 | | |
| A① | A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。 | ㉑・b・c |
| <p><コメント></p> <p>各寮において子ども一人ひとりが安定した生活を送るために、日々の生活状況を観察し、寮日誌の記録や職員間の綿密な引継ぎにより情報を共有することで適切な支援をしている。</p> | | |
| A② | A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。 | a・㉒・c |
| <p><コメント></p> <p>入園期間が短いこともあり子どもの成育歴の提供は難しい状況にある。行事等、折に触れ子どものスナップ写真を本人へ手渡すことによって、社会での生活で困難に出会った時などに、自分の成長過程を振り返り、生きる力になると思われるので工夫されることを期待したい。</p> | | |
| A③ | A-1-(1)-③ 特別支援日課など子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。 | a・㉓・c |
| <p><コメント></p> <p>特別指導実施要領に基づき、子どもを落ち着かせ、今、特別日課がなぜ必要かを繰り返し説明し、場面面接等を通し子ども自身が行動などの振り返りが出来るよう適切に実施している。子どもや保護者などの理解への更なる取り組みに期待したい。</p> | | |
| A-1-(2) 権利についての説明 | | |
| A④ | A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。 | a・b・㉔ |
| <p><コメント></p> <p>子どもの権利について一通り説明しているが、不十分と思われる。権利ノート等を活用し、発達段階に応じ、権利と義務及び責任の関係について、設置されている苦情解決第三者委員等の協力を得ながら、分かり易く説明をしてもらうなどの取り組みを検討されることが望まれる。</p> | | |
| A-1-(3) 他者の尊重 | | |
| A⑤ | A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。 | a・㉕・c |
| <p><コメント></p> | | |

| | | |
|---|--|-------|
| <p>子どもの個性や特徴に基づいた毎月の目標を設定し、個別面談を実施するなどして他者への配慮ができるよう支援している。また、近くの老人福祉施設などで世代間交流の機会を設けると、他者への配慮がさらに根付くと期待できる。</p> | | |
| <p>A-1-(4) 被措置児童等虐待対応</p> | | |
| A⑥ | A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。 | Ⓐ・b・c |
| <p><コメント></p> <p>体罰禁止については処遇規程の中に明記し、会議の席でも注意喚起をしている。また、職員は、児童自立支援施設ハンドブック及び県が制定しているガイドラインを常に再確認しながら子どもに関わるように心がけている。</p> | | |
| A⑦ | A-1-(4)-② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 | a・Ⓑ・c |
| <p><コメント></p> <p>寮長を中心として、処遇支援についての話し合いを常に行い、言葉の暴力や身体への暴力防止に取り組んでいる。また、他所での不適切対応の報道があった場合はすぐに職員に対して注意喚起を促す取り組みをしているが、今後注意喚起に留まらず、研修等に活かして対応力向上に勤められることに期待したい。</p> | | |
| A⑧ | A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。 | a・Ⓑ・c |
| <p><コメント></p> <p>被措置児童等虐待対応の対応マニュアルを整備し職員へ周知徹底している。子どもへも分かりやすく周知することが望まれる。</p> | | |
| <p>A-1-(5) 思想や信教の自由の保障</p> | | |
| A⑨ | A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。 | Ⓐ・b・c |
| <p><コメント></p> <p>子どもの思想・宗教への関与はしていない。</p> | | |
| <p>A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮</p> | | |
| A⑩ | A-1-(6)-① 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。 | a・Ⓑ・c |
| <p><コメント></p> <p>入所後のオリエンテーションで入園のしおりに基づいて園でのルール等を説明している。生活の細部にわたっているが、発達段階に応じて分かりやすく工夫することが望まれる。また、施設の目的から規律ある生活は止むを得ないと思われるが、社会へ向けての自立促進を考えると、生活の中での自己決定ができる場面を増やすことを検討することが望まれる。</p> | | |
| A⑪ | A-1-(6)-② 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。 | a・Ⓑ・c |
| <p><コメント></p> <p>規律ある生活の中で、寮自治会活動を通して一人ひとりが役割を果たすことで、自立性や</p> | | |

| | | |
|---|--|-------|
| 責任感が育つ取り組みをしている。 | | |
| A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活 | | |
| A⑫ | A-1-(7)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。 | Ⓐ b・c |
| <p><コメント></p> <p>寮自治会、週番、専門部会、施設行事等へ参加し、役割を果たすことで主体的に責任感がある活動ができるよう取り組みをしている。</p> | | |
| A⑬ | A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。 | a Ⓑ c |
| <p><コメント></p> <p>金銭管理は預金通帳の出し入れで管理し、現金は、買い物訓練時（年3～4回）に使うのみで日常的には使う機会はない。退所間際に、必要ある子どもにお小遣い帳をつける等により学習支援している。</p> <p>金銭管理は社会生活をするうえで不可欠なものなので、経済観念が身につくように社会生活スキル教育等で取り上げるなど工夫することが望まれる。</p> | | |
| A-1-(8) 継続性とアフターケア | | |
| A⑭ | A-1-(8)-① 家庭引取りにあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。 | Ⓐ b・c |
| <p><コメント></p> <p>退所後、安定した生活ができるよう、一人ひとりの自立支援計画に基づいて本人と学園とで方向性を定め、児童相談所、学校、保護者と連携して取り組んでいる。</p> <p>また、アフターケア期間は概ね1年とし、通信や家庭訪問等を実施し支援している。</p> | | |
| A⑮ | A-1-(8)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。 | a Ⓑ c |
| <p><コメント></p> <p>退所後、1ヶ月間は週1回の電話連絡で支援しており、約1年にわたってアフターケアを行っている。退所後、自由に遊びに来る子ども、施設の近くに就職した子どもが仕事帰りに寄るなど状況は様々であるが、退所した子どもを温かく受け入れている。</p> | | |

A-2 支援の質の確保

| | | |
|--|--|-------|
| A-2-(1) 支援の基本 | | |
| A⑯ | A-2-(1)-① 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。 | Ⓐ b・c |
| <p><コメント></p> <p>日々の生活の出来事を細かく観察しながら子どもとの関わりを重視し、信頼関係の構築を図っている。また、自立を支援するために、1年を目安とした支援プログラムを個々に策定し、自立に向けた自立支援をしている。</p> | | |

| | | |
|--|--|----------------|
| A⑰ | A-2-(1)-② 子どものニーズをみだすことのできる日常的で良質な生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。 | a・ b ・c |
| <p><コメント></p> <p>就職希望者の職業（場）体験の実施、招待行事への参加や野球大会で他県へ遠征するなど社会的ルールを学ぶ機会が計画されている。また、施設生活で守るべきルールを掲示している寮としていない寮があったので、子どもに分かり易いものを作成し掲示することが求められる。</p> | | |
| A⑱ | A-2-(1)-③ 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。 | a ・b・c |
| <p><コメント></p> <p>寮日誌及び自立支援計画から、子どもの状態を常に把握していることや普通のことが普通にできるよう育て直しに懸命に取り組んでいることが確認できた。</p> | | |
| A⑲ | A-2-(1)-④ 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。 | a ・b・c |
| <p><コメント></p> <p>ADLの獲得のため子ども一人ひとりに寄り添い、睡眠の確保、食事習慣、居室の整理整頓、生活環境の整備など細部にわたった支援に取り組んでいる。</p> | | |
| A⑳ | A-2-(1)-⑤ 多くの生活体験を積み重ね、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。 | a・ b ・c |
| <p><コメント></p> <p>招待行事への参加、施設「園遊会」で一定の外部者との関わりがあり、日帰り旅行やキャンプ、スキー教室、買い物訓練、一部の子どもの職場実習など広く社会体験が出来る取り組みをしている。なお、世代間交流と併せ老人ホーム訪問等でボランティア活動をするにより、広く社会体験の機会になると思われるので検討することが求められる。</p> | | |
| A㉑ | A-2-(1)-⑥ 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している | a・ b ・c |
| <p><コメント></p> <p>各寮の職員や心理判定員が中心となり、なぜ、ここでの生活が必要になったかを理解させ振り返りができるよう支援し、またアサーティブトレーニング等自己肯定感をもてるよう個別に支援している。</p> | | |
| A-2-(2) 食生活 | | |
| A㉒ | A-2-(2)-① 団らんの中として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。 | a・ b ・c |
| <p><コメント></p> <p>季節感のある献立を取り入れ、アレルギー等へは個別に配慮している。また、嗜好調査を</p> | | |

| | | |
|---|--|-------|
| 実施して献立に取り入れるなど工夫をしている。規律を維持するため食事の際のルールが決められており、団らんの場としてはもう少し工夫が望まれる。 | | |
| A⑳ | A-2-(2)-㉔ 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。 | a ㉔ c |
| <p><コメント></p> <p>子どもたちは、配膳から後片付けまでの一連の動作を身につけ手順良くやっている。寮には電子レンジ、オーブントースターが備えてあり、時には調理をして楽しむことが出来る。</p> <p>また、退所前に基本的な調理指導をしているが、家庭科室に調理実習設備があるので、教科の中に組み入れるよう検討することが望まれる。</p> | | |
| A-2-(3) 衣生活 | | |
| A㉑ | A-2-(3)-㉑ 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。 | ㉑ b・c |
| <p><コメント></p> <p>衣服は洗濯をした清潔な物を着用している。作業の場面に応じた衣服の着替え習慣は徹底されている。私服の持ち込みも可能であるが、規律のある生活なのである程度の制限はある。</p> | | |
| A-2-(4) 住生活 | | |
| A㉒ | A-2-(4)-㉑ 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。 | a ㉔ c |
| <p><コメント></p> <p>建物上構造的なもので課題もあるが、カーテンを利用して目隠しをするなど工夫している。CDなどの私物の持ち込みをある程度許可して楽しみを得る環境を整えるよう努力している。</p> | | |
| A-2-(5) 健康と安全 | | |
| A㉓ | A-2-(5)-㉑ 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。 | a ㉔ c |
| <p><コメント></p> <p>朝会を利用して、インフルエンザ予防やうがい・手洗いの注意喚起をしている。現状では、看護師など医療関係職員の配置が無く、簡単なケガや疾病の対応は寮職員が対応している。また、社会生活スキル教育などで健康に関するテーマを取り上げる方法もあるので検討することが望まれる。</p> | | |
| A㉔ | A-2-(5)-㉒ 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。 | ㉑ b・c |
| <p><コメント></p> <p>嘱託医により精神科は毎月、内科・歯科は年3回、診察を受け健康管理に配慮している。</p> <p>なお、服薬についてはどの職員でも間違わないよう名前を個別に貼りつけるなど工夫をしている。また、感染症発生時対応マニュアル（フローチャート）が整備されている。</p> | | |
| A-2-(6) 性に関する教育 | | |
| A㉕ | A-2-(6)-㉑ 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。 | a ㉔ c |

| | | |
|--|---|-------|
| <p><コメント></p> <p>性教育に、特別な配慮と対応が必要とされる子どもへは、心理判定員により性暴力プログラムに基づいた教育を行っている。</p> <p>今後、社会で生きて行くために必要な性教育や自己を尊重する事について学べるよう、保健師など外部講師を活用した学習の場を設定することも望まれる。</p> | | |
| <p>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p> | | |
| A②⑨ | A-2-(7)-① 子どもに暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。 | Ⓐ b・c |
| <p><コメント></p> <p>日々の生活を観察・記録し、子どもの特性等について職員間で情報の共有を図り、状況によっては、医療機関との連携をしながら適切に対応している。</p> <p>また、無断外出時のマニュアルを整備し関係機関との連携を図っているが、子どもによっては短時間で想定以上の距離を移動する場合もあるので、施設内の捜索後、速やかに警察への協力依頼をすることで早期対応につながると思われる。</p> | | |
| A③⑩ | A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で徹底している。 | a・Ⓑ c |
| <p><コメント></p> <p>子どもの行動を観察し、事実関係を正確に把握して、職員間で情報を共有し真摯な姿勢で子どもに向き合っている。統一して対応するため暴力やいじめ対応マニュアルの検討が望まれる。</p> | | |
| A③⑪ | A-2-(7)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。 | Ⓐ b・c |
| <p><コメント></p> <p>可能性のある保護者情報は、事前に児童相談所からの情報提供があった場合には、直ちに職員へ周知している。また、子どもの安全を確保し、状況に応じ職員判断で素早く警察と連携をとっている。</p> | | |
| <p>A-2-(8) 心理的ケア</p> | | |
| A③⑫ | A-2-(8)-① 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。 | Ⓐ b・c |
| <p><コメント></p> <p>心理判定員が配置され、アサーティブトレーニング、怒りのコントロール、性暴力治療プログラムなど、個別に実施している。</p> <p>また、子ども全体を、毎月、心理判定員の面接及び精神科嘱託医による診察を実施して互いに連携をとり、子どもの心の安定が図られるよう取り組んでいる。</p> | | |
| <p>A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等</p> | | |
| A③⑬ | A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。 | a・Ⓑ c |
| <p><コメント></p> <p>療育手帳を所持している子どもなど個々の発達段階が違うこともあり、その子に応じた学</p> | | |

| | | |
|---|--|-------|
| 習支援をしている。また、漢字テスト等を取り入れるなど、学ぶことへの意欲や基礎学力の向上に向けた工夫をしている。学校教育の導入については更なる取り組みを期待したい。 | | |
| A③④ | A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。 | a b・c |
| <p><コメント></p> <p>進路を決めるにあたり、保護者の意向を尊重しながら、子ども自身が自己決定できるよう支援している。また、ハローワークの協力を得て、職業講話で進路選択の参考にし、求人情報を収集して就職に繋いでいる。進学希望者へは学習指導へ重点を置くなど進路に向けた取り組みをしている。</p> | | |
| A③⑤ | A-2-(9)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。 | a b・c |
| <p><コメント></p> <p>施設内農作業のカリキュラムにおいては、作物の育て方などから根気よく最後まで取り組む姿勢が養われるよう支援している。また、就職希望者へは、職場体験実習を取り入れ、その日の昼食の確保の方法（弁当を持参する方法やコンビニで弁当を買う方法もある。）をその場に応じた対応ができるよう支援し、社会生活への自立へ向けた取り組みをしている。</p> | | |
| A③⑥ | A-2-(9)-④ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。 | a b c |
| <p><コメント></p> <p>個々の子どもに応じた学習支援をしている。また、家庭復帰に向けて、児童相談所、原籍校との連携を適切に行っている。早期の学校教育実現が望まれる。</p> | | |
| A③⑦ | A-2-(9)-⑤ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。 | a b c |
| <p><コメント></p> <p>クラブ活動は、種目が少なく選択できる状況ではないが、スポーツ活動の男子野球部は対外試合に出場、女子は応援参加するなど視野を広め良い社会体験となり、文化活動として、外部講師による陶芸教室は情操を育てるなど心身の育成を図る支援をしている。</p> | | |
| A-2-(10) 通所による支援 | | |
| A③⑧ | A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。 | a・b・c |
| <p><コメント></p> <p>通所による支援は実施していない。(非該当)</p> | | |
| A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり | | |
| A③⑨ | A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。 | a b c |
| <p><コメント></p> <p>年末年始、お盆等の家庭訓練時の送迎の機会をとらえ保護者との面談をするなど信頼関係の構築に努めている。また、入園後初めての家庭訓練前には児童相談所と連携して家庭訪問を実施し家庭環境を把握するよう努めている。自立支援計画は事後承諾でなく、事前に話し</p> | | |

| | | |
|---|---|---------|
| 合うことが望ましい。 | | |
| A-2-(12) 親子関係の再構築支援 | | |
| A⑩ | A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。 | a (b)・c |
| <p><コメント></p> <p>子どもとの交流に乏しい家庭へは子どもからの手紙や、職員からの連絡、児童相談所と連携して家庭訪問をするなどして、親子関係の再構築に向けた取り組をしているが、親子関係の再構築のため保護者への更なる支援に期待したい。</p> | | |
| A-2-(13) スーパービジョン体制 | | |
| A⑪ | A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。 | (a)・b・c |
| <p><コメント></p> <p>各寮を中心として、毎日の引継ぎにより情報の共有を図り、職員相互の評価や助言をする仕組みや、管理職によるその場に応じたスーパービジョンの体制ができています。また、職員各層に応じた研修への参加や先進施設研修を重ね施設全体の質の向上に取り組んでいる。</p> | | |